存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第３節　保険

１　更生会社が別表８－２「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載の確定更生担保権に係る担保権の目的である本件船舶を目的として更生計画認可決定時に締結している保険契約について、当該確定更生担保権に係る債権者が当該保険契約に係る請求権について質権又は譲渡担保権を併せ有する場合には、前記第３章第１節第２、２⑵の定めに従い本件船舶の売却が完了するまでの間、同一の付保内容で順次更新し、又は実質的に同一の付保内容の新規契約を締結するものとし、当該確定更生担保権の限度で、当該保険契約（保険期間満了後に前記に従い更新又は新規に締結した保険契約を含む。）に係る請求権についての質権又は譲渡担保権は存続する。

２　上記質権又は譲渡担保権は、対象となる保険契約の目的である財産に係る担保権が消滅した場合に消滅する。

３　前記の保険契約の目的である本件船舶について保険事故等が発生した場合、管財人の選択により、その保険金を罹災船舶の復旧のために用いることができる。この場合、管財人は、復旧した物件（復旧のために取得した物件を含む。以下同じ。）を目的とする保険契約に基づく保険金請求権に従来と同一の質権又は譲渡担保権を設定する。当該保険金を罹災船舶等の復旧に用いなかった場合は、管財人は、当該保険金を本件売却代金とみなして、第３章第１節第２、２の定めに従い船舶更生担保権の弁済を行うものとする。なお、この場合、第３章第１節第２、２⑵に定める本件船舶の売却に伴い更生会社が負担する諸経費を、保険金請求に伴い更生会社が負担する諸経費と読み替えて、本件売却代金から控除する諸経費及び船舶売却代金更生協力金の額を算定するものとする。

第４節　登記等の費用

本章による登記手続及び登録手続に要する登録免許税その他の費用（日本国内のものに限らない。）は、更生会社が負担する。

第８章　更生会社の措置

第１節　株式の譲渡

リベラは、更生会社の株主であるPERLE BELLE MARINE S. A.から、管財人が、更生計画認可決定日までの間でリベラをして更生会社の株主となさしめる日として通知した日までに、本株式を取得する。

第２節　株主に対する配当・残余財産請求権の制限

更生会社は、株主に対する配当は行わない。

更生会社の清算時に残余財産の分配が見込めるときは、リベラは、残余財産から税額その他の必要経費を控除した金額を、別表13「株主（リベラ）による債務引受先関連更生会社一覧」に定める他の更生会社において弁済の行われる見込みのない更生担保権又は更生債権の弁済に充てる。

第３節　役員の構成

現役員は、更生計画認可決定日に、すべて退任する。新しい役員は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。

第４節　更生会社の解散等

第１　更生会社の解散

更生会社は、第３章第１節第２、２⑵に定める本件船舶の売却後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。

第２　清算人の選任等

更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、裁判所の許可を得て、清算人の変更、補充又は増員をすることができる。

第３　清算人の任期

清算人の任期は、清算の結了までとする。

第４　清算業務

管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。

第５節　債務の引受

リベラは、別表14「リベラが株主である関連更生会社一覧」に定める他の更生会社（以下「関連更生会社（株主リベラ）」という。）の全部又は一部から、⑴各関連更生会社（株主リベラ）の更生計画及び設立準拠法が許容する範囲で剰余金配当、残余財産の分配又はこれと同視すべき支払（以下「残余財産分配等」という。）が行われること及び⑵各関連更生会社（株主リベラ）の従前の株主であった破産者ヴィパン・クマール・シャルマの破産管財人より当該残余財産分配等に関連して清算金支払請求権等の権利が行使されないことを停止条件として、更生会社の確定した更生債権等のうち元本に係る債務を、当該残余財産分配等の金額からリベラにおいて残余財産分配等を原因として負担した租税債務がある場合にはこれを控除した金額で、確定更生債権額に基づき按分して、免責的に引き受ける。第３章第３節第２、１⑴及び３⑵に定める免除の効力は、リベラによる免責的債務引受の効力が発生した範囲において遡及的にその効力を失うものとする。

第９章　その他の事項

会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１ないし14　省略

東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第８号

シンガポール共和国シンガポール市ワンラッフルズプレイス10番―62ラッフルズプレイス１番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　レオ（ピーシーティーシー）・ピーティーイー・リミテッド

１　決定年月日　平成29年１月31日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針及び骨子

第１節　更生計画の基本方針（省略）

第２節　更生計画の骨子

１　スポンサー契約に基づく支援

管財人は、平成28年11月21日、東京地方裁判所（以下「裁判所」という。）の許可を得て、リベラ株式会社（以下「リベラ」という。）との間でスポンサー契約を締結した。更生会社は、リベラの支援を得て船主業を継続し、現状の傭船契約（以下「現行傭船契約」という。）を維持継続して安定した傭船料債権の回収金を確保し、原則として傭船期間終了後に更生会社が保有する船舶（船舶名カノプス・リーダー（CANOPUS　LEADER）、船種自動車運搬船、船籍シンガポール共和国。以下「本件船舶」という。）を売却することを予定している。この傭船料債権の回収金及び本件船舶の売却代金等を原資として、更生債権等に対する弁済を行う。

２　更生担保権

将来傭船料債権に係る担保権については、傭船料債権の回収金から更生会社の維持継続に必要な経費等を控除した金額を、権利変更前の更生担保権の額に従い弁済する。